

お
く
や
み
ハ
ン
ド
ブ
ッ
ク

読谷村
Yomitán Village



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
読谷村では、遺族の方が届出などをしなければならない役場関係の手續と、
役場以外の一般的な手續について、少しでもわかりやすく進めていただけるよう
ハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

読谷村 098-982-9200 (代表)

各種手續

役場外の主な手續

相続について

委任状

広告掲載事業者

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**
- 国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書**
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状、火葬許可証など）
- 介護保険被保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

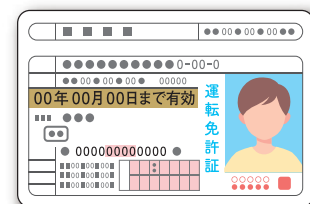
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金などの手続 (40 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の 検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (41 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

読谷村で必要な手続については7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
医療保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入または加入者のいる世帯主だった	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	村税の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/>	村民税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方・40～64歳で要介護認定を受けていた方	P.18
高齢者在宅福祉サービス	<input type="checkbox"/>	老人福祉医療助成金(おむつ助成金)を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	食の自立支援事業(配食サービス)を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システム事業を利用していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	外出支援サービス事業を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	福祉ラジオの貸与を受けていた	P.21
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	福祉手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P.27
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成受給者証を交付されていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療給付制度を受給していた	P.31
上水道	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	P.32
その他	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	里道、河川用地または水路用地（法定外公共物）を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	村営住宅に入居していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の管理していた墓地が読谷村内にある	P.35
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった	

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続 カードの返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。お手元にある場合は返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続が完了してからご返却いただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	住民年金課 ☎ 098-982-9207

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	住民年金課 ☎ 098-982-9207

2. 医療保険に関する手続

国民健康保険に加入または加入者のいる世帯主だった

手続 ① 資格確認書などの返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。 返信用封筒をお渡ししますので、資格確認書を封入して郵便ポストへ投函してください。	なし
必要なもの	手続可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	問い合わせ先 健康保険課 ☎ 098-982-9212

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続可能な人 葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（葬祭の領収書、会葬礼状、火葬許可証など） <input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類（喪主）	問い合わせ先 健康保険課 ☎ 098-982-9212

手続 ③ 高額療養費などの支給申請

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費などの支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に支給申請ができます。	診療月の翌月から2年以内
必要なもの	手続可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	問い合わせ先 健康保険課 ☎ 098-982-9212

2. 医療保険に関する手続

国民健康保険に加入または加入者のいる世帯主だった

手続 ④ 相続人による送付先変更届の提出

手続詳細	期 限
後日、村より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関する書類を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 <u>※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。</u>	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	健康保険課 ☎ 098-982-9212

手続 ⑤ 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が保険税の口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は、役場窓口にて口座振替停止の手続をしてください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	健康保険課 ☎ 098-982-9212

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 資格確認書などの返却

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。	亡くなられた日から 14日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	健康保険課 ☎ 098-982-9213

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※葬祭執行者以外の口座へ振り込みを希望する場合は、委任状が必要です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の預金通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（葬祭の領収書、会葬礼状、火葬許可証など） <input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類（喪主）	健康保険課 ☎ 098-982-9213

手続 ③ 高額療養費支給口座の変更

手続詳細	期 限
被保険者が高額療養費などの支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人代表者へ受け取りを変更できます。	できるだけ速やかに
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳 <input type="checkbox"/> お手続される方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-982-9213

2. 医療保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ④ 相続人による送付先変更届の提出

手続詳細	期 限
後日、村より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関する書類を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 <u>※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。</u>	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	健康保険課 ☎ 098-982-9213

手続 ⑤ 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が保険料の口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は、役場窓口にて口座振替停止の手続をしてください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	健康保険課 ☎ 098-982-9213

3. 年金に関する手続

年金を受給していた

手続 未支給年金の請求

手続詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。必要な手続の確認をしてください。 ※老齢厚生年金・障害厚生年金・共済年金を受給していた場合は、役場での未支給年金の手続を行うことができません。年金事務所や各共済組合へお問い合わせください。	受給権者の年金の支払い日の翌月の初日から5年以内
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡届の写し <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 手続の要件を確認したうえで必要書類をご案内します。	年金受給者である故人と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族
	問い合わせ先
	住民年金課 年金係 ☎ 098-982-9207 コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声案内 1 → 2)

MEMO

3. 年金に関する手続

国民年金に加入していた

手続 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求手続の確認

手続詳細	期 限
亡くなられた方が国民年金加入者であった場合、上記の請求ができる場合があります。届出人の要件及び必要書類はご遺族の状況によって異なります。	速やかに
	手続可能な人 要件により異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届の写し <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 手続の要件を確認したうえで必要書類をご案内します。	住民年金課 年金係 ☎ 098-982-9207 コザ年金事務所 お客様相談室 ☎ 098-933-2267 (自動音声案内 1 → 2)

農業者年金を受給していた

手続 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 098-982-9222

4. 税金に関する手続

村税の納付が済んでいない

手続 ① 納付に係る手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の村税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 納税係 ☎ 098-982-9206

手続 ② 口座振替停止の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた場合は、来庁し「口座振替停止届出書」を提出してください。	なし
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課 納税係 ☎ 098-982-9206

MEMO

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※令和6年4月1日から、所有権移転登記（相続登記）の申請が義務化されました。3年以内に手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 固定資産税係</p> <p>☎ 098-982-9206</p> <p>管轄の法務局</p> <p>那覇地方法務局 宜野湾出張所</p> <p>☎ 098-898-5454</p>

MEMO

4. 税金に関する手続

原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・ 小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎ 098-982-9206

手続 ② 相続人への名義変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続をしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 自賠償保険証書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎ 098-982-9206

5. 介護保険に関する手続

65歳以上の方・40～64歳で要介護認定を受けていた方

手続 ① 被保険者証などの返納、介護保険資格喪失届の提出

手続詳細	期 限
被保険者の死亡後に発覚する還付金や未納保険料等に関する書類を送付する場合があります、送付先の指定が必要です。 介護保険被保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返納してください。	速やかに
	手続可能な人 相続人や親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	福祉課 ☎ 098-982-9209

手続 ② 高額介護サービス費の振込口座の変更

手続詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に、申請が必要です。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人や親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人や親族の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）	福祉課 ☎ 098-982-9209

6. 高齢者の在宅福祉サービスの手続

老人福祉医療助成金（おむつ助成金）を受給していた

手続 老人福祉医療助成金の振込口座の変更

手続詳細	期 限
おむつ助成金の受給者が亡くなられた場合は、亡くなられた月までの助成金を相続人が受け取るための手続が必要です。	亡くなられた日から 2か月以内
	手続可能な人 相続人や親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の通帳	福祉課 地域包括支援センター係 ☎ 098-982-9234

食の自立支援事業（配食サービス）を受けていた

手続 廃止届の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が、食の自立支援事業を受けていた場合、廃止届の提出が必要です。	亡くなられた日から 2か月以内
	手続可能な人 相続人や親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	福祉課 地域包括支援センター係 ☎ 098-982-9234

緊急通報システム事業を利用していた

手続 変更（辞退）届の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が、緊急通報システムを利用していた場合、変更（辞退）届の提出後、機器の取り外しが必要です。	亡くなられた日から 2か月以内
	手続可能な人 相続人や親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	福祉課 地域包括支援センター係 ☎ 098-982-9234

外出支援サービス事業を利用していた

手続 停止届の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が、外出支援サービスを利用していた場合、停止届の提出が必要です。	亡くなられた日から 2か月以内
	手続可能な人 相続人や親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	福祉課 地域包括支援センター係 ☎ 098-982-9234

6. 高齢者の在宅福祉サービスの手続

福祉ラジオの貸与を受けていた

手続 返却の手続

手続詳細	期 限
福祉ラジオの貸与世帯の条件に該当しなくなった場合、ラジオの返却と返却届の提出をお願いします。	亡くなられた日から 2か月以内
	手続可能な人 相続人や親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉ラジオ	福祉課 ☎ 098-982-9209

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。 未支払手当→受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に払うべき手当でまだ支払っていない場合、その者の配偶者または扶養義務者で死亡の時その者と生計を同じくしていた者に支給する手当。 ①死亡時、単身世帯である者には支給しない。 ②未支払手当を支払うべき者の順位は、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹の順とする。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 住民票除票または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの、住民票謄本など（死亡時受給者と請求者が生計を同一にしていたことを確認できるもの）	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

福祉手当を受給していた

手続

福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
<p>亡くなられた方が福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。</p> <p>未支払手当→受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に払うべき手当でまだ支払っていない場合、その者の配偶者または扶養義務者で死亡の時その者と生計を同じくしていた者に支給する手当。</p> <p>①死亡時、単身世帯である者には支給しない。</p> <p>②未支払手当を支払うべき者の順位は、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹の順とする。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票除票または戸籍抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの、住民票謄本など（死亡時受給者と請求者が生計を同一にしていたことを確認できるもの）</p>	<p>福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209</p>

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続 重度障害者医療費助成受給券の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 同世帯以外の方が手続する場合は続柄のわかるもの（戸籍謄本など）	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

児童通所施設を利用していた

手続 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

障害福祉サービスを利用していた

手続 障害福祉サービス受給者証の返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

7. 福祉（障がい）に関する手続

地域生活支援サービスを利用していた

手続 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課障がい福祉係 ☎ 098-982-9209

MEMO

8. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 受給者変更手続

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 加入医療保険に関する証明書等 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども未来課 ☎ 098-982-9240

児童扶養手当を受給していた

手続 受給者死亡届の提出（資格喪失届）

手続詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。 受給者が亡くなられた後に児童を監護する方での受給者変更についての確認や手続が必要となります。	14日以内
	手続可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童のうちの最年長児の通帳写し	こども未来課 ☎ 098-982-9240

8. 子どもに関する手続

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出（資格喪失届）
 （未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、
 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当認定通知書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、支給対象障害児の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し、マイナンバーカードや個人番号のわかるもの	こども未来課 ☎ 098-982-9240

【児童が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当認定通知書	こども未来課 ☎ 098-982-9240

こども医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納、資格喪失届出の手続

手続詳細	期 限
こども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 098-982-9240

母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続 受給者証の返納、資格喪失届出の手続

手続詳細	期 限
母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の母子及び父子家庭等医療費等助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 098-982-9240

8. 子どもに関する手続

養育医療給付制度を受給していた

手続 受給券の返納

手続詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続可能な人 乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	こども未来課 ☎ 098-982-9240

MEMO

9. 上水道に関する手続

上水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓手続、水道料金のお支払い方法の変更

手続詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続をご案内できます。 また、亡くなられた方が水道料金のお支払いをしていた場合、納入通知書の送付先の変更または、口座振替のお手続が必要となります。	なし
	手続可能な人 新しい名義人など
必要なもの	問い合わせ先
<p>新しい名義人の方が上水道を利用していた建物の所有者の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者確認ができる登記簿などの書類</p> <p>新しい名義人の方が上水道を利用していた建物の所有者以外の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> お預かり金10,000円</p> <p>口座振替のお手続は金融機関によって異なります。お問い合わせください。</p>	<p>上下水道課 業務係 ☎ 098-982-9223</p>

MEMO

10. その他の手続

道路を占有していた

手続 占有許可の廃止または変更手続

手続詳細	期 限
<p>占有許可を廃止する場合は道路占有廃止（期間満了）届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。</p> <p>占有していた道路が国道や県道の場合は、それぞれの道路管理者との調整が必要です。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【道路占有の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占有廃止（期間満了）届及び道路占有許可書の写し</p> <p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占有許可申請書及び表記されている添付書類</p>	<p>都市計画課 道路管理係 ☎ 098-982-9220</p> <p>嘉手納国道出張所 ☎ 098-943-6203（国道）</p> <p>中部土木事務所維持管理班 ☎ 098-894-6512（県道）</p>

里道、河川用地または水路用地（法定外公共物）を使用していた

手続 法定外公共物使用等許可の廃止または変更手続

手続詳細	期 限
<p>使用許可を廃止する場合は、廃止の手続を、名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続をしてください。</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定外公共物使用許可の名義の変更（相続される場合を含む）】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用等許可申請書及び、表記されている添付書類</p> <p>【法定外公共物使用許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用等廃止届及び法定外公共物使用等許可書の写し</p>	<p>都市計画課 道路管理係 ☎ 098-982-9220</p>

村営住宅に入居していた

手続① 村営住宅異動届手続

手続詳細	期 限
入居者の異動の手続をしてください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【異動届】 <input type="checkbox"/> 村営住宅同居者異動届	都市計画課 公園住宅係 ☎ 098-982-9220

手続② 入居者名義変更手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が村営住宅入居者名義人の場合、名義変更の手続が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【名義人変更届 (名義人変更がある場合)】 <input type="checkbox"/> 村営住宅入居者名義変更申請書 <input type="checkbox"/> 村営住宅請書 <input type="checkbox"/> 緊急連絡人届 <input type="checkbox"/> 緊急連絡人の住民票	都市計画課 公園住宅係 ☎ 098-982-9220

10. その他の手続

亡くなられた方の管理していた墓地が読谷村内にある

手続 墓地の管理者変更・廃止申請手続

手続詳細	期 限
以前に経営許可申請を受けている場合は、墓地の廃止許可申請と、新規の経営許可申請を行います。 墓地を使わない場合は、墓地の廃止申請をします。その後、遺骨は改葬手続を行います。最終的に墓は除去してください。 経営許可を受けていない場合は、遺骨は改葬手続をしてください。墓は除去してください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
①墓地の正確な住所 ②様式などについては生活環境課にお問い合わせください	生活環境課 ☎ 098-982-9214

犬の飼い主だった

手続 犬の登録事項変更の届出

手続詳細	期 限
犬の飼主の方が亡くなられた場合は、登録事項変更の届出を行ってください。	できるだけ速やかに
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 飼い犬の鑑札	生活環境課 ☎ 098-982-9214

MEMO

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
葬儀料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、葬儀料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	沖縄税務署 ☎ 098-938-0031
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

浄化槽・し尿のくみ取りについて

手続 浄化槽・し尿くみ取りの依頼

手続詳細	期 限
亡くなられた方の住居をしばらく使わない場合は、浄化槽汚泥またはくみ取り式トイレの内容物のくみ取りが必要です。村内のくみ取り業者をご利用ください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	読谷公衆衛生社 ☎ 098-958-7615 読谷衛生社 ☎ 098-956-1773 読谷浄化槽清掃合同社 ☎ 098-958-4541

少し落ち着いてから行う役場外での手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	嘉手納警察署 ☎ 098-956-0110 安全運転学校中部分校 ☎ 098-933-0442
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	沖縄県中部福祉事務所 ☎ 098-989-6603
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 沖縄税務署 ☎ 098-938-0031
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有権 移転(相続)登記など	那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎ 098-898-5454

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

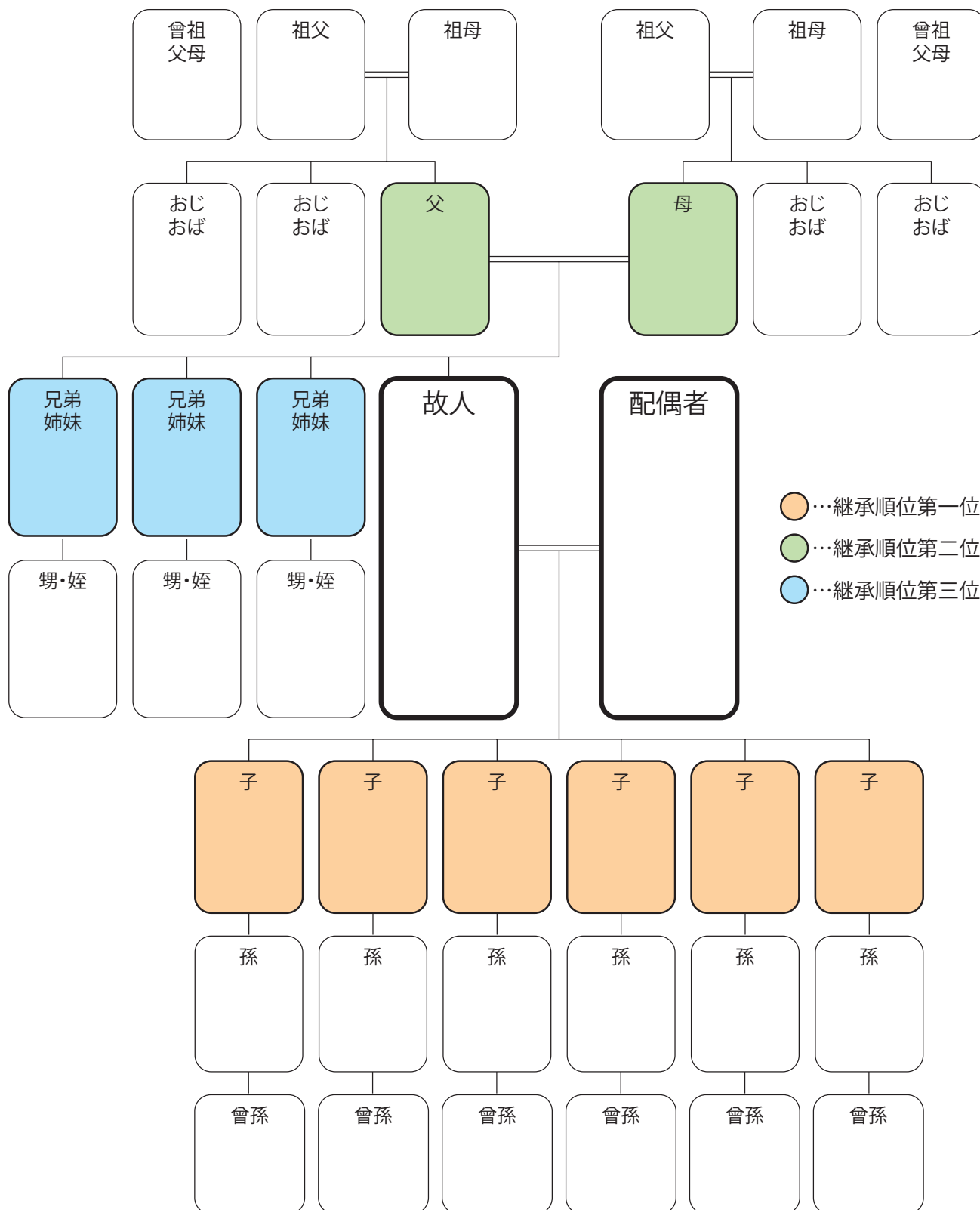
相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続を応援します！

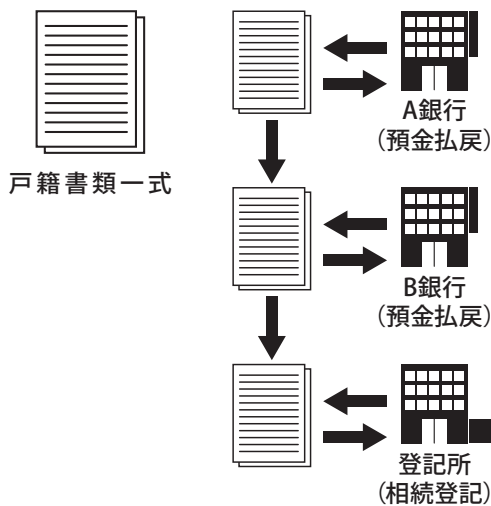
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

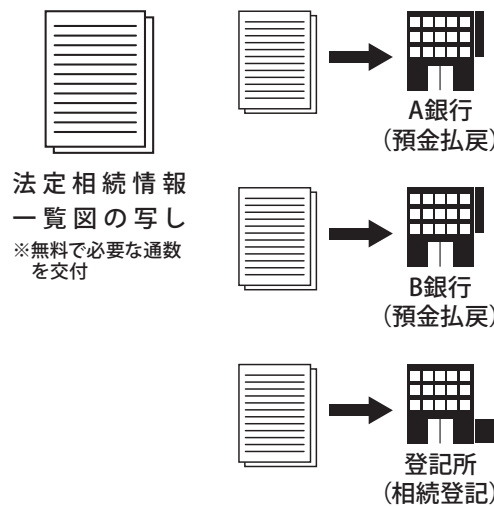
（※1）相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続は専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

委任状

代理人

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____

(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)読谷村長

沖縄県後期高齢者医療広域連合長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

※要件を満たしていないものは委任状として認められない場合があります。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

ご存じですか？ 相続登記が**義務化**されました

相続手続きの放置は危険です

相続
遺言



自宅が亡くなった家族名義のままになっている

相続人が多くて手続きが進められない

面識のない相続人がいて連絡が取れない

贈与
信託



親の相続で苦労したので、家族に負担がかからないように備えたい

今からできる生前対策を一緒に考えて欲しい

「何から手を付けたらいいかわからない」状態でも大丈夫です
私たちと一緒に解決していきましょう



ROACC

司法書士法人ロアック

代表：上原 修

所属会：沖縄県司法書士会



<https://roacc.jp/>

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

営業時間：9:00～17:30 定休日：土日祝祭日 ※事前にご連絡を頂ければ、休日対応可能です。

【那覇オフィス】

所在地：〒902-0068
沖縄県那覇市真嘉比1-16-7
TEL:098-963-9663

【久茂地オフィス】

所在地：〒900-0015
沖縄県那覇市久茂地1-2-28
TEL:098-862-3321

【浦添オフィス】

所在地：〒901-2126
沖縄県浦添市宮城4-1-5
TEL:098-874-2680

【糸満オフィス】

所在地：〒901-0302
沖縄県糸満市字潮平707-1
TEL:098-851-8755

【読谷ワークスペース】

所在地：〒904-0317
沖縄県中頭郡読谷村字とさわ36番地5
TEL:098-996-4405



故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースにご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定
無料

お支払い最短
5日

仲介手数料
不要

訳あり
物件
相談可

軍用地
対応可



お家を売却した後も遺品を整理する期間がほしいなど、ご事情に合わせてリースバックも可能です。

 **てるまさリース** TEL **098-943-4355**

株式会社てるまさリース

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：嘉数 (カカズ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで
ご相談はコチラ



相続登記なら 司法書士法人ミカタ にお任せください！

- 相続登記手続き
- 相続財産の調査
- 預貯金口座の解約・引出
- 遺産分割協議書作成
- 法定相続情報一覧図作成
- 相続放棄



司法書士 伊藝 広介

令和6年4月1日より
相続登記が**義務化**されています。
過去の相続も対象となりますので、
お済みでない方は早めの準備が必要です。
相続の悩み、一緒に解決しましょう！
是非ご相談ください。

大切な家族の未来のために、相続登記、遺言のご相談は。



☎098-923-0157

読谷オフィス 〒904-0313 沖縄県中頭郡読谷村字大湾 356番地
レキオスクエア大湾 A棟 2F

那覇オフィス 〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比二丁目16番5号-101

所属：沖縄県司法書士会

初回相談 出張料無料



チェックリスト

各種手続

役場外の主な手続

相続について

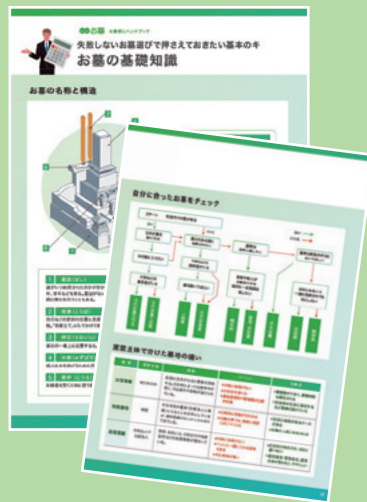
委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- お墓の選び方
- お墓の種類と費用相場
- お墓購入の流れ
- 購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間: 9時～16時(年中無休)



いいお墓 ハンドブック 検索



※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
東証プライム上場 証券コード: 6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
https://www.kamakura-net.co.jp/

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ **決まった金額だから安心！**

☎ **0120-948-833**

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



発 行 読 谷 村 役 場
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2026年4月作成